

## 6. 地方組織のガバナンス（組織管理と業務管理）の向上

### 新たな人事政策の確立

- ①能力と実績に基づく適材適所の人事配置
- ②人事交流の活発化
  - ・本庁と地方との間の人事異動の拡大
  - ・地方職員の本庁主要ポストへの登用の拡大
  - ・ブロック内の都道府県間の人事異動の拡大
- ③戦略的な人材育成
  - ・計画的、体系的な研修制度の構築
  - ・各部門を幅広く経験させた上で、適性を見極め、専門家・熟達者として養成

### 組織目標の地方組織への浸透

- ①全国単位と地方単位の事業計画と実績評価
  - ・目標数値、計画数値
  - ・年金運営会議、運営評議会の意見を反映
- ②事務所間の競争の促進（⇒「社会保険事務局・事務所グランプリ」の実施）
  - ・主要な事業の取組状況を、組織内で公表
  - ・事務局、事務所毎の年間の事業実績を評価
  - ・高い実績を挙げたものについて長官表彰

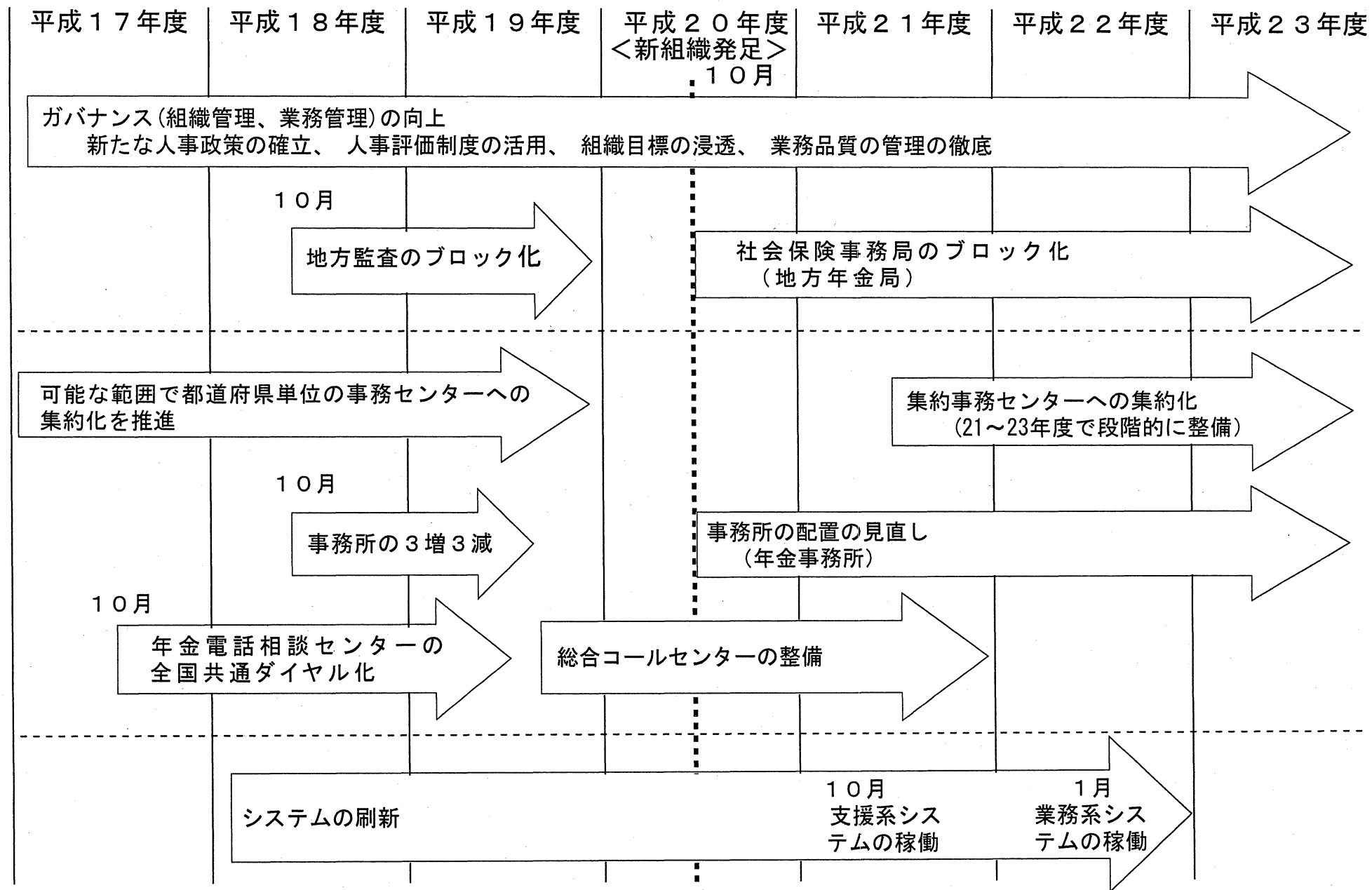
### 新しい人事評価制度の実施と活用

- ①目標管理シートによる個人目標の設定と成果の確認。上司と部下のコミュニケーションの増進
- ②実績評価と能力評価
- ③人事評価の結果を、勤勉手当、昇給、昇格、人事配置等へ反映
- ④平成18年度から一定職以上の職員、19年度から全職員を対象に、本格実施

### 業務品質の管理の徹底

- ①全国統一的な業務マニュアルの作成
- ②様式等の統一
- ③優れた業務ノウハウのデータベース化・共有化
- ④業務品質に係る調査の実施
  - ・「お客様満足度アンケート」の定期的な実施
  - ・民間調査機関による窓口サービス実態調査
  - ・通知書等のわかりやすさのモニター調査

# 7. 地方組織の改革のスケジュール

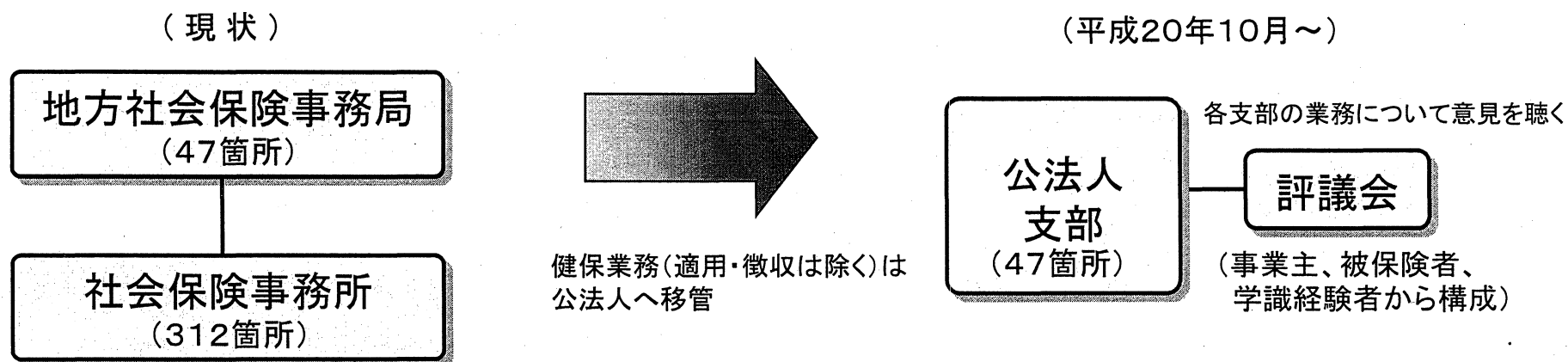


(参考)

## 政管健保の公法人化に伴う地方組織の改革

○政管健保については、平成20年10月、国とは切り離れた公法人(全国健康保険協会)を保険者として設立し、都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率を設定するなど、都道府県単位の財政運営を基本とすることとしている。

○公法人においては、都道府県ごとに支部を設けるとともに、地域の被保険者・事業主等から構成される評議会を設け、これらの方々の意見を反映しつつ、地域の実情に応じた保健事業等を展開することとしている。



- ・保険者機能の発揮
- ・被保険者等の意見を反映した自主・自律の運営
- ・都道府県単位の財政運営